## 参 考 資 料

第90号議案	工事請負契約締結の件	(とどろみの森学園第3期校舎増築工事)・・・・・・・	2
第91号議案		(箕面市教育 I C T環境拡大に係る学校	4
第92号議案		(箕面市教育 I C T環境拡大に係る児童	6
第93号議室	物件供給契約締結の件	(小型水槽付消防ポンプ自動車(CD-I)) ····	8

箕 面 市

#### 建設工事請負契約書

1	エ	事	名	称	اع ا	とどろみの森学園第3期校舎増築工事									
2	工	事	場	,所	箕	箕面市森町中地内									
3	工			期	着手完成		決 <i>0</i>	) 翌 年 3	日 月 1	0 日	からまで				
	請	負	代 🗈	金額		<sup>拾</sup> ¥	億 3	¥ 8	百 2	拾 8	万	≠ 0	百 0	拾 0	0
4		が地方	消費	消費税 税の額		 	¥	3	4	8	0	0	0	0	0
		方税	法第	72条	消費税及 の 82 及 た額であ	び第72									
5	契	約	保	証 金	の保証	Eをもっ	て納付	育価証券 けに代え 庁保証保	.ること	ができ	、公共	工事履	行保証	証券に	よる
6	解要	体づる		事 に用等	年法律 別解体 の名称	津第 104 本等の方	号) 第 法、(ž 在地、	设工事に 第9条第 2)解体 (4)再資	第1項に 正事に	こ規定す 要する	っ る対象 費用、(	建設工 3)再資	工事の場 源化等	合は、 をする	(1)分 施設
7	適	用除	外	条 項	第	 39 条、	第	40条	 、 第	—— 5 41 条					

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づい て、別添の条項(適用除外条項は、上記7のとおり。)によって公正な請負契約を締結

し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を 保有する。

令和 2 年 5 月 29 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

郎 田 哲 印 箕面市長

(EII)

所 在 地 箕面市西小路三丁目14番12号 受 注 者 西田工業株式会社 箕面営業所 商号又は名称

代表者職氏名

執行役員所長 西田俊吾

- 2 -

#### 建設工事請負契約書

1	エ	事	名	称	箕面市	箕面市教育 ICT 環境拡大に係る学校情報ネットワーク工事									
2	工	事	場	所	箕面市	箕面市西小路地内他									
3	エ			期	着手完成	定成 令和 3 年 3 月 1 0 日 まで									
	請	負 代	. 金	額	百 拾	<b>億</b>	3	∓ 3	百	拾 O	万 8	<del>т</del>	百 O	<sup>拾</sup> O	П
4		取引に作	費税の	の額		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	¥	3	0	2	8	0	0	0	0
		方税法	第 72	条の	肖費税及ひ 82 及び第 である。	地方注 ; 72 条	肖費和 の 83	说の額」 3 の規定	は、消をにより	費税法) 算出し	第 28 卶 レたもの	条第1項 ので、請	頁及び第 負代金	育 29 条 額に 11	並びに 10分の
5	契	約係	と 証	金	納付( の保証を 保証に付	もって	納付	に代え	ること	ができ	、公共	工事履	<b>行保</b> 記	証券に	よる
6	解要	体 ユ する	- ,	に 等	建設工 年法律第 別解体等 の名称及 面に記載	104 号 の方法 び所有	号)第 と、(2	9 条第 2)解体	1項に 工事に	規定す 要する	る対象 費用、	建設工 (3)再資	事の場 源化等	合は、 をする	(1)分 施設
7	適	用除	外条	項	第 34 第 41		第 35	条、	第 36 彡	条、第	37条、	、第 3	9条、	第 40	条、

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記7のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 2 年 6 月 4 日

発 注 者 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

### 第m市長 **倉** 田 哲 郎 同

受注者 所在地 大阪市中央区備後町二丁目6番8号 商号又は名称 扶桑電通株式会社 関西支店 代表者職氏名 執行役員支店長 北 拓 兒 ⑩

## 物品契約書

1	物	<u>1</u>	‡	名	箕ī	箕面市教育ICT環境拡大に係る児童生徒用タブレット端末									
2	納	入	場	所	箕面	箕面市西小路地内他									
3	納	入	期	限	令和	令和 3 年 3 月 31 日									
	契	約	金	額	百	<sup>拾</sup> ¥	億 3	<sup>∓</sup>	3	拾 O	万 0	0	0	拾 O	<u>н</u> О
4	消費	取引 税 税 税	をび				¥	3	3	0	0	0	0	0	0
	(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108分の8を乗じて得た額とする。														
5	契	約仍	录 証	金	免	除									
6	適用	冒除夕	<b>卜条</b> 2	項											

上記の物品売買について 、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項 (適用除外条項は、上記6のとおり) によって 公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 2 年 6 月 3 日

発 注 者 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

## 第面市長 **倉田 哲郎** 印

受 注 者 所 在 地 大阪市中央区和泉町二丁目2番2号

商号又は名称 株式会社内田洋行 大阪支店

代表者 取締役専務執行役員支店長 秋山慎吾 ⑩

## 物品契約書

1	物	化	‡	名		小型水槽付消防ポンプ自動車 (災害対応特殊消防ポンプ自動車)(CD-I)									
2	納	入	場	所		箕面市箕面五丁目地内									
3	納	入	期	限		令和 3 年 2 月 26 日									
	契	約	金	額	百	拾	¥	3	9	8	2	0	0	<sup>拾</sup>	0
4	消費	の取引 最税 及 最税 の	をび			; ; ; ; ; ; ;		¥	3	6	2	0	0	0	0
	28条 の規	€第1 見定に	項及 こよ	び第り算品	第29条並 出した	をびに± もので	び地方 地方税法 、契約分 の適用	ま(昭和 金額に1	125年注 10分の	:律第22 10を乗	26号) じて得	第72条の た額で	の82及7 ある。	び第72 ただし	条の83 、消費
5	契	約仍	录 証	金		免除									
6	適月	目除夕	<b>小</b> 条 <sup>3</sup>	項											

上記の物品売買について 、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項 (適用除外条項は、上記6のとおり) によって 公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 2 年 6 月 2 日

発 注 者 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

## 第面市長 **倉田 哲郎** 印

受 注 者 所 在 地 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3

商号又は名称 株式会社モリタ 関西支店

代表者 支店長土居典生 印

## 物品契約書

1	物	<u>f</u>	‡	名		小型水槽付消防ポンプ自動車 (CD-I)									
2	納	入	場	所		箕面市箕面五丁目地内									
3	納	入	期	限		令和 3 年 2 月 26 日									
	契	約	金	額	百	- 拾	¥	3	9	8	<sup>Б</sup>	0	0	h 0	0
4	消費	取引 最税及 最税の	をび					¥	3	6	2	0	0	0	0
	28条 の規	条第1 見定に	項及 こよ	び第り算品	第29条並 出した	をびに ものて	及び地方 地方税法 で、契約を 述の適用	ら(昭和 金額に1	125年注 10分の	律第22 10を乗	26号) じて得	第72条の た額で	の82及7 ある。	び第72 ただし	条の83 、消費
5	契	約仍	录 証	金		免除									
6	適月	目除夕	<b>卜条</b> 2	項											

上記の物品売買について 、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項 (適用除外条項は、上記6のとおり) によって 公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 2 年 6 月 2 日

発 注 者 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

## 第面市長 **倉田 哲郎** 印

受 注 者 所 在 地 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3

商号又は名称 株式会社モリタ 関西支店

代表者 支店長土居典生 印